

【就労】超短時間雇用での就労（退学・卒業後の新しい働き方）

超短時間雇用での就労についてのお知らせです。

■超短時間雇用とは

働く意欲があっても、障害特性等により長時間の勤務が難しい方が、短時間（週 20 時間未満）で働くことができる環境を整備する取り組みです。

■働き方の例

週に 1 日、1 日あたり 2 時間（週 2 時間）

週に 2 日、1 日あたり 2 時間（週 4 時間）

週に 4 日、1 日あたり 2 時間 30 分（週 10 時間）

■特色

短時間でも能力を発揮することができます。

日雇いや派遣などではないため、毎回決まった業務で働くことができます。

就職が決まった後も、支援を受けることができます。

■対象者（卒業後・退学後の進路として）

超短時間雇用応援センター「はたらきまひょ」利用登録に同意できる方

就労する意思があり、かつ短時間であれば就労可能な方

障害者手帳の交付を受けている方

■詳細

障害のある方の超短時間雇用促進モデル事業：

<https://www.kyoto-chotanjikan.com/>

京都市障害者就労支援推進会議「はたらきまひょ」：

<https://www.hatarakimahyo.jp/effort/effort-4451/>

「はたらきまひょ」の利用登録：

https://docs.google.com/forms/d/1oB_nhecjXbCEIpa-29x_NGFuiU-QOCRGE07ZUPXCqw/viewform?edit_requested=true

■お問い合わせ

超短時間雇用促進センター「はたらきまひょ」

運営事業者：就労支援センターアステップむろまち

電話：075-744-1214 FAX：075-251-2940

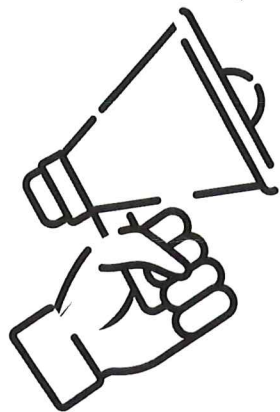
info@astepmuromachi.com



京都市
CITY OF KYOTO

ワーカー募集!!

超短時間雇用で働かない？



超短時間雇用とは
働く意欲があっても、障害特性等により
長時間の勤務が難しい方々が、
短時間(週20時間未満)で
働くことができる環境を整備する取組です!

○ 働き方の事例 ●

- ・ 飲食店での伝票整理業務 … 週に1日、1日2時間
- ・ 保育園での清掃、保育補助業務 … 週に2日、1日2時間
- ・ SNSの運営(動画編集など)、資料作成(講義資料など) … 週に4日、1日2時間30分



週に1日5時間などの短時間で、能力を発揮することができます!



毎回決まった業務で働くことができます!

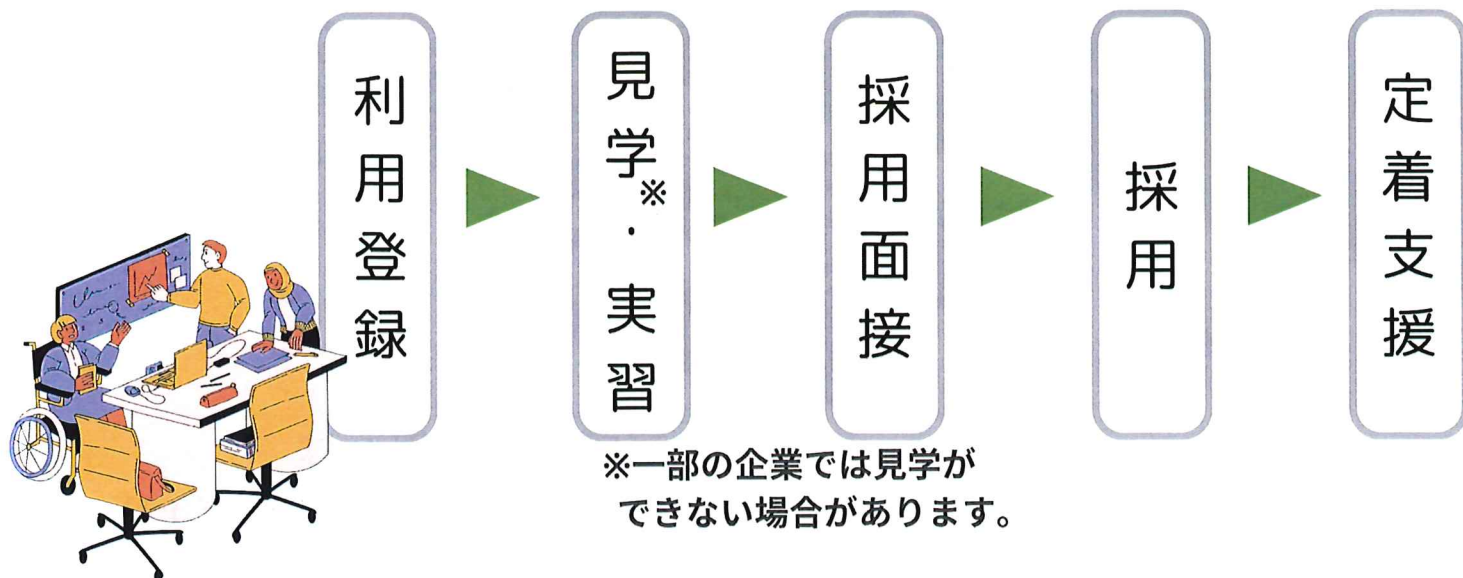


就職が決まった後も、就労に関する相談や就職企業等との連絡調整なども行います! 安心してください!

● 対象者 ○

1. 超短時間雇用応援センター「はたらきまひょ」利用登録に同意できる方
2. 就労する意思があり、かつ短時間であれば就労可能な方

○ 採用プロセス（例） ●



利用登録：超短時間雇用で働いてみたいという方は、超短時間雇用応援センター「はたらきまひよ」（以下「当センター」という。）に利用登録をお願いします。利用登録後、当センターから希望する働き方や配慮事項等をお伺いさせていただきます。

見学・体験：見学や実習情報をメールで配信しますので、実習を希望する場合は、当センターへご連絡ください。日程調整を行います。

採用面接：実習等を経て採用面接を希望する場合は、当センターへご連絡ください。採用面接のサポートを行います。

※面接前に応募書類（履歴書・職務経歴書等）をご用意ください。

定着支援：就職後は当センターも企業訪問や面談による定着支援を行います。その間に各支援機関においても、就職先企業のご担当者と関係構築し、定着支援を引き継ぐ準備をお願いします。

**求人の確認及び利用登録は下記の二次元コードもしくはWEBサイト
超短時間雇用応援センター「はたらきまひよ」で確認!!**



<https://www.hatarakimahyo.jp/effort/effort-4451/>



運営事業者：医療法人博友会

就労支援センター アステップむろまち

電話:075-744-1214 FAX:075-251-2940